

財形年金預金規定

1. (預け入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5 年以上の期間にわたって、最終預入日まで年 1 回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預け入れできるものとします。
- (3) この預金の預け入れは、1 口 1 円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形年金預金契約の証（以下「契約の証」という。）を発行し、預け入れの残高を年に 1 回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の 6 か月後の応当日から 5 年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の 3 か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前 1 年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前記第 1 条による預金は、1 口毎の自由金利型期日指定定期預金（以下「期日指定定期預金」という。）としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が 1 年未満のときは、1 口毎に年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M 型）（以下「スーパー定期」という。）としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が 2 年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む。）は、満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1 口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この指定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払い方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降 5 年以上 20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし 100 円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から 3 か月毎の応当日を満期日とする 12 口の期日指定定期預金またはスーパー定期（以下これらを「定期預金（満期支払口）」という。）を作成します。
 - ②年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の合計額を差引いた金額を元金として、1 口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」という。）を作成します。

③定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

（２）定期預金（継続口）は満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは、「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が 12 回以下となる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

（３）この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4.（利息）

（１）この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額毎の預金が期日指定定期預金の場合

預入金額毎にその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

A. 1 年以上 2 年未満……店頭表示の期日指定定期預金「2 年未満」の利率。

B. 2 年以上……店頭表示の期日指定定期預金「2 年以上」の利率。（以下「2 年以上利率」という。）

②預入金額毎の預金がスーパー定期の場合

預入金額毎にその約定日数について、預入日における当行所定のスーパー定期利率によって計算します。

③上記①、②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額毎の預金が期日指定定期預金の場合

預入金額毎に預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 6 か月未満……解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満……2 年以上利率×40%

C. 1 年以上 1 年 6 か月未満……2 年以上利率×50%

D. 1 年 6 か月以上 2 年未満……2 年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上……………2年以上利率×90%

②預入金額毎の預金が、スーパー定期の場合

預入金額毎に預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上……………6か月以上1年未満のスーパー定期利率×50%

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者が正当な理由なく指定した期限までに当行の求めに応じない場合には、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出等の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、この預金が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（3）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の当行が指定する事項を当行の指定する方法によって届出るものとします。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合、当行は、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（4）前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の預け入れをお断りするものとします。

7.（預金の解約）

（1）やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店に提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によら

ず開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第16条に違反した場合

③法令で定める本人確認等における確認事項、第5条第1項で定める当行からの求めによる預金者への各種確認の内容や預金者から提出された資料または第5条第3項で定める預金者からの届出が偽りである場合

④預金者による当行との取引が、法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合

⑤前各号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 預金者もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 第2項、第3項または第5条第1項乃至第3項の規定の適用により、預金者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときは、預金者がその責任を負うものとします。

(5) 第2項、第3項および前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、契約の証および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める

ことがあります。

8. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職時の事由が生じた1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条第1項と同様の手続きをとってください。

(1) 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

(2) 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

9. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

10. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申し出てください。

また支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

11. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前応当日の前日までに、当行所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

12. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

13. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものであるとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとす。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率(料率)は当行の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

17. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合、契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

18. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。